

広報きみの有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、紀美野町広告事業実施要綱（平成24年紀美野町告示第16号。以下「要綱」という。）及び紀美野町広告事業実施基準に基づき、広報きみの（以下「広報紙」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の寸法は、1件当たり縦45ミリメートル、横84ミリメートルとする。また2件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を、縦45ミリメートル、横170ミリメートル又は、縦97ミリメートル、横84ミリメートルとし、4件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を縦97ミリメートル、横170ミリメートルとする。

(2) 広告の掲載位置は、裏表紙の下段とし、広告数を1ページにつき4件（スペース）を最大数とし、合計4件（スペース）を一月の最大数とする。

(3) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、総務課で決定する。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広報紙及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広報きみの有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の二月前の20日までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、一月につき1広告とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

3 連続する複数月の掲載を申込み場合は、一年を超えてすることができない。

(広告掲載の決定)

第5条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、すみやかに要綱による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に広報きみの有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（掲載の優先順位）

第6条 掲載の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- 1 紀美野町内に事業所（本店・支店・営業所を含む。）がある法人
- 2 掲載件数（2件（スペース）を1広告の場合は2件とする）の多い順
- 3 掲載件数が同一の場合は、連続月掲載数の多い順
- 4 掲載件数及び連続月掲載数が同一の場合は、抽選により決定する。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、一月1件（スペース）当たり5,000円とする。

（広告掲載料の割引）

第8条 広告掲載料は、一の申込みで六月以上連続の申込みの場合は、一月1件（スペース）当たり4,000円とする。

（広告掲載料の納入）

第9条 広告掲載料は、掲載月の前月の10日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

（広告掲載料の還付）

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、町長は、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

（申請者の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- （2）広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- （3）広報紙の編集・発行上支障がある場合

附 則

この取扱基準は、平成24年6月1日から施行する。